

地域の魅力再発見事業運営業務委託仕様書

1 業務の名称

地域の魅力再発見事業運営業務委託

2 目的

新松江市合併20周年を記念し、市内に点在する地域資源（歴史・文化・自然資源や観光資源など）や地域の魅力を謎解きストーリーにより結び付け、市民等がゲーム感覚で地域の魅力に触れながら楽しく周遊できる体験型イベントを実施し、参加者に地域の魅力を知り理解してもらうことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

（イベント開催期間は令和7年8月から令和7年11月を含む3～4か月程度とする。）

4 業務内容

松江市の地域資源や地域の魅力を活用し、次のとおり周遊型謎解きイベントに係る企画運営業務を実施する。

（1）委託業務の企画

- ア イベントの実施方法はスマートフォンを活用した内容とし、特設ホームページやポスター、チラシなどのQRコードから参加できるようにすること。
- イ イベント名称及び実施内容については、市内のこども（主に小学生）やその家族を想定とする幅広い世代を対象に、謎解きのゲーム性を持たせ、地域を周遊する仕組みとし、多くの参加者が見込める企画に努めること。
- ウ 謎解きをする過程においては、松江市の地域資源や地域の魅力に触れることのできる内容を提案することとし、全てのコースにおいてどのような資源や魅力を取り上げるか事前に協議をしたうえで決定すること。
- エ イベントの難易度については、小学生からの参加を想定に幅広い世代を意識した内容とし、イベント実施期間中に問題があれば、随時調整を行うこと。
- オ 実施場所については、松江市内とし、6コース以上を製作すること。その内1コースは「小泉八雲・セツ」にゆかりのあるスポットを巡るコースとすること。
- カ コースにはチェックポイントを設置するなど市内29公民館区の内、15公民館区以上を周遊するコースを製作すること。その上で、6コースの内いずれかに旧八束郡（鹿島、島根、美保関、八雲、玉湯、宍道、八束、東出雲）を漏れなく含めること。また、チェックポイントを設置する際にはスマートフォンを活用した内容とすることから、インターネット環境を考慮すること。
- キ 各コースについては、スタートとゴールを設定し、参加者は任意のコースを選択し、参加できるようにすること。
- ク 謎解きクリア者に抽選で賞品を贈ることとする。当選者の選定と抽選賞品の用意、商品発送は受託者が行うこと。
- ケ 謎解きクリア者の抽選賞品応募とアンケート回答については、イベントのWEBサイトにアクセスさせる内容とすること。

- コ イベントの参加料は無料とすること。
- サ イベントを検証するため参加者アンケートを行い、集計・分析して実績を報告すること。
- (2) 委託業務における製作物及びイベントの告知
 - ア イベントで使用する必要な製作物については、(1)の内容を踏まえ、次のものを受託者が用意することとし、イベント参加の動機付けとなるような魅力的な内容に努めること。
 - ・特設ホームページの作成（サーバー利用費・期間中の保守管理を含む）
 - ・告知ポスター（B2版カラー 100部）
 - ・告知チラシ（A4版カラー 18,000部）
 ※告知チラシについては市内小学校・義務教育学校前期課程の生徒全員（約11,000人）へ配布するため、配布に向けた仕分け業務を含む。
 - イ イベントの告知にあたり、松江市長記者会見にて告知を行うこととし、委託者と協議の上、受託者が資料を作成すること。
- (3) 委託業務の運営管理
 - ア イベント実施にあたり、掲示物等の設置が必要な場合は受託者にて、設置・維持管理・撤去を行うこと。
 - イ 設置した掲示物の破損等については把握でき次第、概ね1週間以内に補修・交換を行うこと。
 - ウ 掲示物を設置する際は、法令を遵守し、必要に応じて許可を取ること。
 - エ 2週間に1回程度参加者数の進捗報告を行うこと。
 - オ チェックポイント・掲示物等設置場所の管理者およびイベント参加者からの問い合わせ対応を行うこと。なお、問い合わせ対応については、開催期間中の日中（例：9時から18時など）に対応できる体制をとること。
 - カ イベント実施にあたり、WEBサイトやシステム等の使用において推奨される環境（ブラウザ、Android/iOS等）を明らかにすること。
 - キ 地域で行われるイベント・行事や事故・天災等によりコースを一時休止する必要が生じた場合には、WEBサイト等で一時休止する旨を表記するほか、使用するシステム等に案内文を追記するなど、安全最優先の対応を行うこと。
- (4) 報告書の作成

事業終了後にアンケート集計用データ（エクセル等編集可能データ）と報告書（Word/PDF）を提出すること。
- (5) スケジュール（予定）

6月上旬～7月下旬	実施に向けた内容の協議
7月下旬	実施内容の確定および周知・広報
8月～11月	イベント実施
12月～2月	抽選・発送、実績報告

5 委託契約額

- (1) 委託契約の限度額は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 委託料には、企画提案書に基づく委託業務のすべて、松江市等との打合せに関する費用を含むものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に一括で支払うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額の増額・減額の変更のほか、委託業務内容及び履行期限の変更については、必要に応じて本市と協議を行い、進めるものとする。

8 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、又他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。特に個人情報については、松江市個人情報保護条例（平成17年松江市条例第15号）を遵守しなければならない。

9 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行うこと。

10 権利関係

(1) 委託業務における成果物の取り扱い

ア 委託業務の実施に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、委託者がその方法を指定した場合はその限りではない。

11 留意事項

(1) 本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部について、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。

(2) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本市へ連絡すること。

(3) 本イベントをより効果的かつ魅力的なものとするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。

(4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ定めるものとする。

以上